

令和2年3月12日

瀬戸市議会議長 長江 秀幸 様

第7号議案 瀬戸市障害者手当支給条例の廃止についてに対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第15条の規定により提出します。

発議者 瀬戸市議会議員

臼井 淳
藤井 篤保
中川 昌也
松原 大介
高桑 茂樹
浅井 寿美
原 田 学
新井 亜由美

別紙（修正案）

第7号議案 瀬戸市障害者手当支給条例の廃止についてに対する修正案

第7号議案 瀬戸市障害者手当支給条例の廃止についてを次のように修正する。

記

瀬戸市障害者手当支給条例を廃止する条例
瀬戸市障害者手当支給条例（昭和45年瀬戸市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 瀬戸市障害者手当支給条例第12条の規定による不正利得の返還に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提案するのは、瀬戸市障害者手当支給制度を廃止するに当たり、瀬戸市障害者手当支給条例を廃止するため必要があるからである。

（提案理由）

本案は、瀬戸市障害者手当支給制度を廃止するに当たり、代替案として検討する新たな福祉サービスについて、その調査、検討、立案に最低1年を要するものと考えられる。原案は条例を半年で廃止するものとなっているため、これを1年とするものである。